

生食発 0730 第 5 号
令和 3 年 7 月 30 日

各 検疫所長 殿

大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準の一部改正について
(牛乳等の容器包装等に関する規格基準の改正)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和 3 年厚生労働省告示第 293 号）が本日告示され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「告示」という。）の一部が改正された。

改正の概要等は下記のとおりであるので、その運用に遺漏なきよう取り計らわれたい。また、当該改正の概要等について、関係者への周知方よろしく願います。

記

第 1 改正の概要

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 18 条第 1 項に基づき、告示第 3 器具及び容器包装の部 E 器具又は容器包装の用途別規格の項（以下「用途別規格の項」という。）には、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリーム（以下「牛乳等」という。）に用いられる容器包装又はこれらの原材料（以下「容器包装等」という。）の規格基準が定められ、牛乳等の容器包装については、内容物に直接接触する部分に使用する合成樹脂に関して、原則、添加剤を使用してはならない旨の規定（以下「添加剤使用禁止規定」という。）が置かれている。

令和 2 年 6 月 1 日に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）の一部が施行され、合成樹脂の原材料であってこれに含まれる物質については、規格が定められたもののみを食品用器具及び容器包装に使用可能とする仕組みが導入されたことを踏まえ、添加剤使用禁止規定を削除する。

第 2 改正の主な内容

告示第3 器具及び容器包装の部 E 器具又は容器包装の用途別規格の項における牛乳等の容器包装に関する添加剤使用禁止規定を削除する。

第3 適用期日

告示日からとする。

第4 運用上の注意

本改正により、すでに乳飲料等で使用されている容器包装と同様の設計が牛乳等に使用される容器包装においても可能となる。そのため、飲み切り容量ではない容器を用いる際の再密栓等に係る衛生的な取扱いについて、消費者に適切な情報提供を行うよう指導されたいこと。